

最高裁秘書第4229号

令和元年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月27日付け（同月28日受付、最高裁秘書第2954号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年度大分家庭裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（片面で10枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載された部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成 31 年度大分家庭裁判所の裁判官の配置、
裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割

平成 30 年 12 月 13 日裁判官会議議決

平成 31 年 3 月 14 日裁判官会議議決

第 1 裁判官の配置

1 本庁

判 事 (所長)	岩 坪 朗 彦
判 事	佐 藤 重 憲
判 事	鈴 木 和 典
判 事	有 賀 貞 博
判 事	空 閑 直 樹
判 事	藤 井 秀 樹
判 事	磯 尾 俊 明
判 事	伊 藤 拓 也
判 事	伏 見 英
判 事	野 口 晶 寛
判事補 (特)	鈴 木 輝 子

判事補 (特)	金 友 宏 平
判事補 (特)	金 友 有理子
判事補	渋 谷 俊 介

2 杵築支部

判 事 (支部長)	関 洋 太
-----------	-------

3 佐伯支部

判 事 (本庁から填補)	伏 見 英
--------------	-------

4 竹田支部

判 事 (本庁から填補)

伊 藤 拓 也

5 中津支部

判 事 (支部長)

澤 井 真 一

判事補 (特)

増 子 由 一

判事補 (本庁から填補)

渋 谷 俊 介

6 日田支部

判 事 (支部長)

杉 浦 一 輝

7 豊後高田出張所

判 事 (中津支部から填補)

澤 井 真 一

第2 事務分配

1 本庁

(1) 人事訴訟事件

2分の1 判 事

磯 尾 俊 明

2分の1 判事補 (特)

金 友 有理子

(2) 家事審判事件

2分の1 判 事

磯 尾 俊 明

2分の1 判事補 (特)

金 友 有理子

(3) 家事調停事件

ア 遺産分割調停以外の事件

5分の1 判 事

岩 坪 朗 彦

5分の2 判 事

磯 尾 俊 明

5分の2 判事補 (特)

金 友 有理子

イ 遺産分割調停事件

2分の1 判 事

磯 尾 俊 明

2分の1 判事補 (特)

金 友 有理子

(4) 保全事件

2分の1 判 事

磯 尾 俊 明

2分の1 判事補（特）

金 友 有理子

(5) 家事共助事件及び家事雑事件（執務時間内に請求のあった児童虐待の防止等に関する法律9条の3による許可状を含む。ただし、執務時間外に請求のあった同許可状については、所長を除く全裁判官（地方裁判所及び大分簡易裁判所所属の裁判官を含む。）により分担する。）

2分の1 判 事

磯 尾 俊 明

2分の1 判事補（特）

金 友 有理子

(6) 少年保護事件

ア 一般少年保護事件

3分の1 判 事

磯 尾 俊 明

3分の1 判事補（特）

金 友 有理子

3分の1 判事補

渋 谷 俊 介

イ 道路交通法違反保護事件（交通集団審判事件を除く。交通集団審判事件については後記ウのとおり）

3分の1 判 事

磯 尾 俊 明

3分の1 判事補（特）

金 友 有理子

3分の1 判事補

渋 谷 俊 介

ウ 交通集団審判事件

3分の2 判 事

磯 尾 俊 明

3分の1 判事補（特）

金 友 有理子

(7) 令状請求事件及び観護措置決定

ア 執務時間内（ウの事件を除く。）

火・木・金曜日 判 事

磯 尾 俊 明

水曜日 判事補（特）

金 友 有理子

月曜日 判事補

渋 谷 俊 介

イ 執務時間外（ウの事件を除く。）

所長を除く全裁判官により分担し、その分担の内容は、別途、申合せにより定める。

ウ 在宅送致された後に当該送致事件について採る観護措置決定（同行状により同行した少年に対する観護措置決定を含む。）

当該少年保護事件を担当する裁判官

(8) 合議事件

ア 家事審判事件

裁判長 判 事

磯 尾 俊 明

判事補（特）

金 友 有理子

判事補

渋 谷 俊 介

イ 少年保護事件

裁判長 判 事

磯 尾 俊 明

判事補（特）

金 友 有理子

判事補

渋 谷 俊 介

ウ 除斥又は忌避申立事件（中津支部から回付された事件を含む。）

裁判長 判 事

磯 尾 俊 明

判 事

空 閑 直 樹

判 事

藤 井 秀 樹

判 事

伊 藤 拓 也

判 事

伏 見 英

判事補（特）

鈴 木 輝 子

判事補（特）

金 友 宏 平

判事補（特）

金友有理子

判事補

渋谷俊介

上記裁判官の中から所長の指名する者が担当する。

エ 前記ア及びイの事件に関する除斥又は忌避事件については、別紙第1記載の合議体が、その記載の順序に従い順次担当する。この場合、当該合議体において、裁判官に差し支えがあり、合議体を構成できないときは、次の順序の合議体が担当する。

オ 前記イの事件に関する観護措置決定又は観護措置更新決定に対する異議申立事件については、刑事訴訟法429条による準抗告事件の場合に準じて、別途、本庁裁判官の申合せにより決定する。

2 中津支部

(1) 人事訴訟事件

2分の1 判事

澤井真一

2分の1 判事補（特）

増子由一

(2) 成年後見等開始事件、任意後見監督人選任事件及びそれらの関連事件並びに財産管理人選任事件及びそれらの関連事件

2分の1 判事

澤井真一

2分の1 判事補（特）

増子由一

(3) (2)以外の別表第一審判事件

判事

澤井真一

(4) 家事調停事件

ア 後記イを除く事件

3分の2 判事

澤井真一

3分の1 判事補（特）

増子由一

イ 豊後高田出張所で出張処理される調停事件

判事

澤井真一

(5) 家事雑事件

3分の2 判事 澤井真一

3分の1 判事補(特) 増子由一

(6) 保全事件

3分の2 判事 澤井真一

3分の1 判事補(特) 増子由一

(7) 家事共助事件

判事 澤井真一

(8) 少年保護事件(日田支部で出張処理される審判事件を含む。)

判事補(特) 増子由一

(9) 令状請求事件及び観護措置決定

判事補(特) 増子由一

(10) 合議事件

裁判長 判事 澤井真一

判事補(特) 増子由一

判事補(本庁から填補) 渋谷俊介

第3 代理順序

1 本庁

(1) 司法行政事務

所長に差し支えがあるときは、判事磯尾俊明がこれを代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、前記第1の1記載の順序でこれを代理する。

(2) 裁判事務

ア 合議事件において、裁判長に差し支えがあるときは、判事空閑直樹がこれを代理し、更に差し支えがあるときは、別紙第2記載の裁判長の代理順序欄の裁判官が、その記載の順序によりこれを代理す

る。その他の裁判官に差し支えがあるときは、判事空閑直樹、同藤井秀樹、判事補鈴木輝子及び同金友宏平の中から所長が指名する裁判官が代理する。

イ 各事件担当の裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官がこれを代理し、なお差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

2 中津支部

(1) 司法行政事務

支部長に差し支えがあるときは、特例判事補がこれを代理し、同裁判官にも差し支えがあるときは、所長の指名する判事又は特例判事補がこれを代理する。

(2) 裁判事務

ア 合議事件において、裁判長に差し支えがあるときは、次順位の裁判官がこれを代理し、その他の裁判官に差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

イ 各事件担当の裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官がこれを代理し、同裁判官にも差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

3 中津支部を除くその他の支部

(1) 司法行政事務

ア 支部長に差し支えがあるときは、所長の指名する判事又は特例判事補がこれを代理する。

イ 常勤する裁判官のいない支部の司法行政に関する事務は、当該支部の裁判事務を処理する裁判官（出張事件を処理する者を除く。）がこれを掌理し、同裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する判事又は特例判事補がこれを代理する。

(2) 裁判事務

担当裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第4 開廷日割

本庁及び各支部の開廷日割は、別紙第3の開廷日割表に定めるところによる。

附 則（平成30年12月1・3日裁判官会議議決）

この議決は、平成31年1月1日から実施する。

附 則（平成31年3月1・4日裁判官会議議決）

この議決は、平成31年4月1日から実施する。

(別紙第1)

第1合議体	裁判長	判事	佐藤 重憲
		判事	空閑 直樹
		判事	伊藤 拓也
第2合議体	裁判長	判事	鈴木 和典
		判事	藤井 秀樹
		判事	伏見 英
		判事補(特)	鈴木 輝子

(別紙第2)

裁判長の代理順序

博憲典
貞重和
賀藤木
有佐鈴
事事事
判判判